

2013年9月10日

お客様各位

株式会社 MOL JAPAN

日本版出港前報告制度についてのご案内

平素より弊社サービスをご利用頂きまして、厚く御礼申し上げます。
さて、2014年3月より実施される出港前報告制度(日本版24時間ルール)について、以下の通りご案内申し上げます。

1. 概要

日本に入港する船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物の積荷情報について、当該船舶が船積港を出港する24時間前に、電子的に報告することを義務付ける。

2. 報告対象貨物

日本に入港しようとする船舶に積載するコンテナ貨物。

(空コンテナ、Break Bulk 貨物、日本で船卸しないコンテナ貨物は対象外)

3. 報告義務者

船会社：マスターB/L 情報。

NVOCC：ハウスB/L 情報。

4. 報告内容

関税法施行令第12条及び関税法施行規則第2条の規定による項目。

- ・ Shipper・Consignee・Notify の名前・住所
- ・ 品名・HSコード (PARTS, ELECTRICAL GOODS, FOOD STUFF 等の表記は不可)
- ・ 危険品情報 (IMDGコード、UN NO)
- ・ その他の報告内容については出港前報告制度掲示板をご参考願います。

各種資料 > 別紙3 > 報告項目 http://www.naccscenter.com/afr/re_doc2j.html

5. 報告方法

NACCS (輸出入・港湾関連情報処理システム) を利用して電子的に報告する。

6. 報告期限

船積港の本船出港24時間前までに報告する。

7. 罰則

報告期限までに報告がなされなかった場合、又は偽った報告をした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。(船卸しの許可を受けようとする者が、当該許可を受けることなく積荷の船卸しをした場合も同様。)

8. 施行日

2014年3月10日。

その他詳細に関しましては税関ホームページ / 出港前報告制度掲示板をご参照ください。

http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/index.htm

http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/04.pdf (←FAQへのLink)

* NACCSのホームページも併せてご参照下さい。

<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>

以上